

# 水戸市指定給水装置工事事業者

## 各種届出等のご案内

### 指定事項の変更

- ◆ 名称及び所在地等の指定事項に変更があったときは、変更があった日から **30日以内**に「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」（水道法施行規則様式第10）を提出してください。

【指定の変更に必要な添付書類】

届出の種類		定款の写し	登記簿謄本	住民票	誓約書	賃貸借契約書 又は公共料金 等の支払証の 写し	備考
指定 事項 の 変更	氏名又は名称	法人	○	○		○	謄本は（記載事項証明書）、住民票は発行日から3ヶ月以内のもの  ※住民票は個人番号の記載のないもの  定款は直近のもの  支店の移転等、本店の変更登記や住民登録の変更を伴わないもの ※1
		個人			○		
	住 所	法人	○	○			
		個人			○		
	代 表 者	法人	○	○		○	
	役 員	法人		○		○	
事業所の名称 又は、所在地	法人					△	
	個人					△	

○：必ずご用意いただくもの

△：必要に応じてご用意いただくもの

指定事業者証に記載した内容に変更がある場合は、指定事業者証の返納が必要です。

※1 支店が登記簿に記載されている場合は、登記簿謄本が必要です。

**!** ◇「氏名」の変更で「個人」の場合は、「個人事業者本人の氏名」の変更です。

◇法人・個人を問わず事業者の継承（個人から個人への相続、個人から法人への組織化、法人から法人への営業譲渡、合併に伴う新会社の設立）は、「変更」ではなく、「廃止」→「新規」の手続きとなります。

◇「有限」から「株式」への組織変更の場合には、同一法人とみなし、名称変更となります。

【組織変更又は、合併の場合の届出等】

申請者	内容	具体例	届出方法	
個人	法人化	個人⇒法人 (法人⇒個人 も同様の取り扱い)	廃止・新規指定	
	相続	相続人が事業を継続したいとき	廃止・新規指定	
法人	組織変更	合同会社 合名会社 合資会社 } ⇒株式会社	廃止・新規指定	
		有限会社⇒株式会社	指定事項変更届	
		合同会社・合名会社・合資会社間		
	合併	指定工事業者Aと 指定工事業者Bが合併	AがBを吸収合併	Aは指定事項変更届 Bは廃止届
			新会社C設立(新設合併)	A, Bともに廃止届 Cで新規指定
		会社Aと 指定工事業者Bが合併	Aが指定工事業者Bを 吸収合併	Aが新規指定 Bは廃止届
新会社C設立(新設合併)			Bは廃止届 Cで新規指定	

※ 一例です。この表に記載のない事例は、お問い合わせ下さい。

**事業の廃止、休止又は再開の届出**

◆廃業や合併による消滅等があったときは、次のとおり「給水装置工事事業者  
廃止・休止・再開届出書」(水道法施行規則様式第11)を提出してください。

◇ 廃止・休止……当該廃止又は休止の日から 30日以内

◇ 再開……当該再開の日から 10日以内

**!** 添付書類は不要ですが、「廃止・休止」の場合は「指定給水装置工事事業者証」を返納してください。

## 主任技術者の選任（追加）・解任

- ◆ 給水装置工事主任技術者を新たに選任または解任する場合は、当該事由が発生した日から遅滞なく（※1）、「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」（水道法施行規則様式第3）を提出してください。

なお、給水装置工事主任技術者を欠いた状態は「指定の取消し」要件に該当しますので注意してください。

選任した主任技術者以外では、工事毎の主任技術者になれませんので、注意してください。（水道法施行規則第36条第1項第1号）

- ※1 新規指定を受けたときは、2週間以内に選任し選任届を提出することとされていますが、水戸市では指定の申請と併せて提出していただいております（くわしくは、新規申請のご案内をご覧ください。）

### 【主任技術者の選任・解任に必要な添付書類】

届出の種類	主任技術者の免状の写し	雇用関係を証明する書類	備考
主任技術者の選任	○	△	事業者の登記簿謄本に記名のある方は雇用関係を証明する書類は必要ありません。
主任技術者の解任			添付書類は必要ありません。

○：必ずご用意いただくもの    △：必要に応じてご用意いただくもの

### 【申請（届出）方法・場所】

○窓口に書類を提出する他、電子申請も可能です。詳細はホームページをご参照願います。

- ・水戸市上下水道局水道部給水課 窓口（6階）  
〒310-8610  
茨城県水戸市中央1丁目4番1号  
水戸市上下水道局水道部給水課  
電話 029-224-1111 内線3951  
029-231-4112 （直通）  
FAX 029-231-8395

届出の基準は  
全国統一です。



支店等を追加する場合は、指定事項変更の手続きとなります。

（新規指定ではありませんので注意してください。）